

**「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集」の結果**

**I 意見募集期間**

- ・平成28年4月27日から同年5月31日まで

**II 提出された意見の件数、意見提出者**

- ・提出された意見の件数：23件  
※提出意見数は、意見提出者数としています。

**III 提出された意見と総務省の考え方**

「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、以下に掲げる表のとおりです。

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）の一部を改正する省令案			
1	<p>報道機関の経営や運営については、その特殊性を勘案して独立性を保つ努力が必要であると考えます</p> <p>役員の任命を政府が行うのは独立性を著しく阻害すると考えられます</p> <p>これについては、政府が任命権を持つべきではありません</p> <p>また民放の4年に1度の免許更新についても、同理由により廃止もしくは10年以上の更新制度に改めるべきと考えます</p>	<p>・本件改正は、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送の実施に向けた関係省令等を整備するものであり、御意見については今回の意見募集の範囲外です。</p>	<p>なし</p> <p>（今回の意見募集の範囲外のため）</p>

	<p>現行の放送法は報道機関の独立性及び独自性を阻害しており、包括的な法改正が必要であると考えます。 【個人】</p>		
2	<p>現在の政府が進める政策には反対いたします。(要約)(2件) 【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件改正案の内容に対する具体的な反対の理由は明らかではありませんが、本件改正は、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送の実施に向けた関係省令等を整備するものです。</li> </ul>	なし
3	<p>マスメディア集中排除原則については、民間放送事業者など関係者の意見を聞くなど適宜実態を把握した上で適時に見直すことを要望する。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	なし
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則を緩和し、既存の衛星基幹放送事業者や、BS放送を保有する認定放送持株会社グループが、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送(以下「BS等4K・8K放送」)に参入しやすくすることは、経営の選択肢を拡大するとともに、既存事業者のコンテンツ、番組制作・編集のノウハウや技術を幅広く活用する観点から、適切と考えます。</li> <li>一方、地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者(支配する者、支配される者、支配する者に支配される者。以下「地上基幹放送事業者等」)によるBS等4K・8K放送への参入に関するマスメディア集中排除原則は緩和されていません。BSおよび110度CSで使用可能なトランスポンダ総数が約2倍になることなどを勘案し、地上基幹放送事業者等によるBS左旋および110度CS左旋の4K・8K放送への参入に関するマスメディア集中排除原則もあわせて緩和するよう要望します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> <li>「地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者」に係るマスメディア集中排除原則における特例適用条件の緩和については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</li> </ul>	なし

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスメディア集中排除原則に関しては、今後も個々の民放事業者の考え方や要望を十分に汲みあげ、適時適切に見直しを検討するよう要望します。 【日本テレビ放送網株式会社】</li> </ul>		
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則を緩和し、既存の衛星基幹放送事業者や、BS放送を保有する認定放送持株会社グループが、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送（以下「BS等4K・8K放送」）に参入しやすくすることは、経営の選択肢を拡大するとともに、既存事業者のコンテンツ、番組制作・編集のノウハウや技術を幅広く活用する観点から、適切と考えます。</li> <li>・ 一方、地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者（支配する者、支配される者、支配する者に支配される者。以下「地上基幹放送事業者等」）によるBS等4K・8K放送への参入に関するマスメディア集中排除原則は緩和されていません。BSおよび110度CSで使用可能なトランスポンダ総数が約2倍になることなどを勘案し、地上基幹放送事業者等によるBS左旋および110度CS左旋の4K・8K放送への参入に関するマスメディア集中排除原則もあわせて緩和するよう要望します。</li> <li>・ マスメディア集中排除原則に関しては、今後も個々の民放事業者の考え方や要望を十分に汲みあげ、適時適切に見直しを検討するよう要望します。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 「地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者」に係るマスメディア集中排除原則における特例適用条件の緩和については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</li> </ul>	なし
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則の緩和については、既存の衛星基幹放送事業者およびBS放送を保有する認定放送持株会社グループが、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送（以下「BSCS4K・8K放送」）への参入を認めている点において、既存事業者のコンテンツ、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	なし

	<p>番組制作・編集のノウハウや技術を幅広く活用できること、および事業者の経営の選択肢拡大の観点から、適切と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、認定放送持ち株会社の保有規制緩和について、2K0.5トラポン、4K8K0.5トラポン上限とされたことは、右旋・左旋いずれか一方を選択することとなりますが、左旋で使用可能なトランスポンダ総数が多くあることを鑑み、4K8Kトラポン上限をさらに緩和すべきと考えます。</li> </ul> <p>【株式会社 東京放送ホールディングス】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定放送持ち株会社等がBS左旋で使用可能なトランスポンダ数の更なる上限の緩和については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>BSおよび110度CSの4K・8K放送実施に向けて、使用可能なトランスポンダ（以下トラポン）総数が現在のおよそ2倍になる環境下において、衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則の緩和は概ね妥当と考えます。</li> <li>一方、地上基幹放送事業者およびその支配関係者、認定放送持株会社グループの110度CS（右旋・左旋）における使用可能なトラポン数の上限は緩和されておられません。110度CS右旋の高画質化に伴う使用トラポン数の増減が想定される中で、合計2トラポン以下という制限下で意思決定を行うことは、経営判断を狭める要因となりかねません。4K・8K放送普及には既存事業者のコンテンツ、番組制作ノウハウ・技術を最大限活用する必要があることを勘案し、地上基幹放送事業者およびその支配関係者、認定放送持株会社グループの110度CS左旋サービス参入に関するマスメディア集中排除原則緩和を要望します。</li> </ul> <p>【株式会社 シー・ティ・ビー・エス】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> <li>「地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者」に係るマスメディア集中排除原則における特例適用条件の緩和については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</li> </ul>	なし
8	<p>今回、マスメディア集中排除原則に関し、認定放送持株会社等が超高精細度テレビジョン放送で使用するトランスポンダ数の制限を緩和したことは、今後の4K8K放送の普及発展のため適切と考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> <li>「地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者」に係るマスメディア集中排</li> </ul>	なし

	<p>えます。しかしながら、地上基幹放送事業者およびその支配関係者による4K8K衛星基幹放送参入に関する規制は緩和されていません。今後、ローカル局を含めた地上基幹放送事業者の選択肢を広げることなどに配慮し適切に検討されることを要望します。</p> <p>【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>除原則における特例適用条件の緩和については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</p>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今般のマスメディア集中排除原則の見直しにより、BS2K放送を行う認定放送持株会社グループの放送事業者がBS4K放送に参入できるとされたことは、経営の選択肢を拡大するものとして適切と考えます。</li> <li>・ さらに、これまでの衛星基幹放送のチャンネル数の増加等を勘案し、経営の選択肢の拡大等を図る観点から、衛星基幹放送全体に関するマスメディア集中排除原則を大幅に整理・緩和することが望ましいと考えます。</li> </ul> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン、株式会社ビーエスフジ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	なし
10	<p>衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送（以下『BS等4K・8K放送』）はまったく新たな放送であり、そのスムーズな立ち上げにあたっては、既存事業者の番組制作・編集のノウハウや放送技術を幅広く活用することが不可欠と考えます。こうした観点から、衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則を緩和し、既存の衛星基幹放送事業者や、BS放送を保有する認定放送持株会社グループが、BS等4K放送に参入しやすくすることは適切な措置と考えます。マスメディア集中排除原則に関しては、今後も民放事業者の要望や意見を広く汲み上げ、適宜見直しを進めることを要望いたします。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	なし

11	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則の緩和は、既存事業者のコンテンツ、番組制作・編集のノウハウや技術を幅広く活用する観点から、適切と考えます。</li> <li>地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者による衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則は緩和されていません。マスメディア集中排除原則に関しては、BS等4K8K放送に関することも含め、今後とも継続して個々の民放事業者の考え方や要望を十分に汲みあげ、適時適切に見直しを検討するよう要望します。【朝日放送株式会社】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> <li>「地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者」に係るマスメディア集中排除原則における特例適用条件の緩和については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</li> </ul>	なし
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星基幹放送において、多元性、多様性を担保するためには全国の放送事業者の番組コンテンツ、番組制作・編集ノウハウや技術を幅広く活用する観点が重要です。しかし現在のところ地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者はチャンネルの2分の1以下の保有しか認められておらず、今回もその緩和はなされていません。今後BSおよび110度CSで使用可能なトランスポンダ総数が約2倍になることなどを勘案するとともに、各地域の情報、番組リソースを発掘し全国に発信することによるメリット、番組コンテンツの多様化を期待できるメリットを考えれば、地上基幹放送事業者等によるBSおよび110度CSの4K・8K放送への参入に関するマスメディア集中排除原則も緩和する必要があると考えます。</li> <li>今回の緩和で、既存の衛星基幹放送事業者や、BS放送を保有する認定放送持株会社グループが、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送に参入しやすくなること（特定申請）は、早期の普及面から妥当な施策と考えます。し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者」に係るマスメディア集中排除原則における特例適用条件の緩和については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</li> <li>将来的なマスメディア集中排除原則の規制の方向性については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参りま</li> </ul>	なし

	<p>かし一方、特定の事業者が衛星基幹放送において、将来に亘って複数のチャンネルを保有し続けることはマスメディア集中排除原則の本来の趣旨からは疑念を感じます。超高精細度テレビジョン放送受信機の普及状況等を勘案して、将来的な再配分などについても十分な検討が行われるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マスメディア集中排除原則に関しては、今後も民放事業者の考え方や要望を十分に汲みあげ、適切に見直しが行われるよう要望します。</li> </ul> <p>【株式会社毎日放送】</p>	す。	
13	<p>放送の多元性・多様性を担保しつつ、4K・8K放送の早期実現・普及をはかるための措置として衛星基幹放送の業務に関して使用するトランスポンダ数の制限を4K・8K放送とそれ以外にそれぞれ設定されたことに賛同いたします。</p> <p>一方で、4K・8K放送の普及・拡大には、その環境整備に大変な時間と費用がかかることが予測されるため、放送事業者あるいは番組供給事業者の参入をより一層促すために、将来において、申請の状況や今後の普及の状況を加味し、放送の多元性・多様性のバランスを考慮した上で、使用するトランスポンダ数の制限をさらに緩和する措置を柔軟に検討すべきと考えます。</p> <p>【スカパーJ S A T株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> <li>将来的なマスメディア集中排除原則の規制の方向性については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</li> </ul>	なし
14	<p>衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則については、既存の衛星基幹放送事業者や、BS放送を保有する認定放送持株会社グループに対しては、超高精細度テレビジョン放送の実用放送（以下「BS等4K・8K放送」）への参入について緩和されていますが、一方で、地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者（支配する者、支配される者、支配する者に支配される者。以下「地上基幹放送事業者等」）によるBS等4K・8K放送への参</p>	<p>「地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者」に係るマスメディア集中排除原則における特例適用条件の緩和については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</p>	なし

	<p>入に関するマスメディア集中排除原則は緩和されていません。B S左旋および110度C S左旋で使用可能なトランスポンダ総数が約2倍になることなどを勘案し、地上基幹放送事業者等によるB S左旋および110度C S左旋の4 K・8 K放送への参入に関するマスメディア集中排除原則もあわせて緩和するよう要望します。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p>		
<p>放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案</p>			
<p>1</p>	<p>NHKは、平成27年7月に公表された「4 K・8 Kロードマップに関するフォローアップ会合 第二次中間報告」で示されたロードマップを踏まえ、今年8月1日から4 K・8 K試験放送の開始を予定しています。現在、試験放送に向けた設備が完成し、運用訓練など最終的な準備を進めているところです。NHKとしては、試験放送の開始までに全国の各放送局に試験放送を視聴できる受信装置を整備し、できるだけ多くの方に4 K・8 K放送を体感していただくことで周知広報にも取り組み、実用放送への円滑な移行を図りたいと考えています。</p> <p>○放送法関係審査基準の一部改正案について</p> <p>(1) 左旋の4 K・8 K放送について</p> <p>衛星放送における4 K・8 K放送の基本的な伝送路として左旋が位置づけられています。左旋の普及に必要な受信環境の整備は、電波資源の拡大として、国の役割であると考えます。左旋への事業者の参入を促す政策の実現や、左旋の受信環境の整備に係る費用の負担など、左旋の普及に向けた国の具体的な取り組みを求めます。</p>	<p>・ 左旋の普及に向けた国の取組に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、左旋に係る受信環境の整備については、基幹放送普及計画において日本放送協会に関しては「左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環</p>	<p>なし</p>

	<p>(2) BS右旋の帯域再編について</p> <p>BS右旋の帯域再編を実施する場合は、受信機の正常動作や画質の確保を含め、現在の衛星放送をご覧頂いている視聴者の保護を最優先に検討すべきと考えます。</p> <p>また、実用放送の開始が遅くとも認定期間内とされていますが、ロードマップにおいて2018年に実用放送の開始が示されていることも踏まえ、帯域再編により空く帯域については、速やかに4K放送に使用され、周波数の有効利用がはかられるべきと考えます。</p> <p>仮にBS右旋の帯域再編を実施する場合は、帯域再編に必要な事業者間の調整や、受信機のテストに必要な経費の負担など、国の責任において実施すべきものと考えます。</p> <p>(3) 4K・8K試験放送の終了時期について</p> <p>4K・8K試験放送で使用する周波数は、実用放送の認定の日から1年6か月経過する日の翌日以降から実用放送に使用する周波数とすることが示されています。試験放送から実用放送への円滑な移行を図るため、4K・8K試験放送の終了時期については、実用放送の開始時期を踏まえ、柔軟な対応ができるようにすべきであると考えます</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>境の整備に配慮すること」が規定されており、左旋円偏波を利用したBS等4K・8K放送の普及の先導的役割が求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BS右旋の帯域再編に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>・ 改正後の放送法関係審査基準第6条の2(1)の規定は、一定時期以降は4K・8K試験放送に使用している周波数を4K実用放送に割り当てることを可能とし、当該4K実用放送の認定を行うことを定めたものです。</li> </ul> <p>また、4K・8K試験放送から4K・8K実用放送への円滑な移行のために</p>	
--	---	---	--

		は、4K・8K試験放送終了後、できるだけ早期に4K・8K実用放送を開始することが望ましいと考えており、4K・8K実用放送の開始時期を審査事項として規定しております。なお、4K・8K試験放送の具体的な終了時期については、放送法に基づく所要の手続により確定するものです。	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>BS右旋で2トラポンの4K放送を行う場合、既存BS放送事業者の帯域返上および帯域再編が必要となる。これらにより、既存BS放送の視聴者が不利益を被ることのないよう、国が責任を持って十分な検討と対策を行うことを要望する。合わせて、視聴者の不利益を回避するために事業者が実施する諸施策については、国の一定の配慮・支援を要望する。</li> <li>BS右旋の4K・8K放送に関し、第一次比較審査、第二次比較審査基準において「通販番組の割合」の具体的な数値に言及している。放送番組の編集の自由の観点から、具体的な数値については視聴者の支持を見極めた上で放送事業者が自主的に判断することが原則と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帯域再編を行う場合の既存受信者への影響に係る対策等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>広告放送の割合に関する規定については、個別の番組内容について審査を行うものではなく、放送法に定められた放送の普及及び健全な発達の観点から比較審査基準として規定したものであり、広告放送以外の番組を視聴したいという国民・視聴者の視聴ニーズに添えていくためのものであることを御理解いただきたいと思いますと考えております。  なお、右旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送については業務開始の予定期日から起算</li> </ul>	なし

	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送開始時期について、事業者の判断で柔軟に設定できる制度案とされたことは、事業性（受信機普及動向など）をふまえて事業者が参入することを可能とするものであり、多様な事業者の参入を促すために適切であると考える。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>して3年を経過する日の属する年度の末日までの間について本規定の適用の特例を設けており、また、左旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送については本規定を適用除外としているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送開始時期に係る規定に関する御意見については、賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	
3	<p>【放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BS右旋で2トラポンの4K放送を行うためには、既存BS放送事業者による帯域の返上と、BS右旋の帯域再編が必要になります。帯域再編を実施する場合には、既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策を行うことを要望します。</li> <li>BS右旋の4K・8K放送に関し、第一次比較審査で「通販番組の割合が3割を超えない」、第二次比較審査で「通販番組の比率がより低い申請を優先」としたうえで、放送開始後一定期間は割合を緩和することとされています。しかしながら、本来、放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則であり、「通販番組の割合」を基準に行政が審査を行うことの制度的根拠は希薄であると考えますので、両比較審査における通販番組の割合に関する項目は削除するよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帯域再編を行う場合の既存受信者への影響に係る対策等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>広告放送の割合に関する規定については、個別の番組内容について審査を行うものではなく、放送法に定められた放送の普及及び健全な発達の観点から比較審査基準として規定したものであり、広告放送以外の番組を視聴したいという国民・視聴者の視聴ニーズにこたえていくためのものであることを御理解いただきたいと思います。</li> </ul>	なし

	<p>要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BS等4K・8K放送の放送開始時期について、「認定後5年以内に放送開始予定であること」とし、事業者が受信機の動向などを見極めて柔軟に判断できるようにしたことは妥当と考えます。ただ、新たに放送開始時期を第二次比較審査項目に追加して「できるだけ早期の放送開始予定である申請を優先」とし、放送開始時期の差で優劣をつけることは適切でないと考えますので、同項目は削除するよう要望します。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省「4K・8Kに関するフォローアップ会合」の第二次中間報告（2015年7月）で策定された「4K・8K推進のためのロードマップ（2015）」には、2020年の目指す姿として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の数多くの中継が4K・8Kで放送されている」、「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」と明記されています。これを実現するためには、受信機の普及</li> </ul>	<p>なお、右旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送については業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間について本規定の適用の特例を設けており、また、左旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送については本規定を適用除外としているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周波数の有限希少性を鑑みれば、認定を受けているにもかかわらず放送が開始されていない期間はできる限り短縮することが適切であり、2018年の実用放送開始を基本とし、できるだけ早期の業務開始を予定する申請を優先的に認定することは、放送の普及及び健全な発達の観点から妥当なものであると考えております。</li> <li>・ 受信機の普及等に係る支援に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
--	---	---	--

	<p>に関する支援をはじめ、本年開始予定のBSによる4K・8K試験放送に対する支援や、既存受信者保護のための支援など、国による強力な支援が不可欠であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地上放送における4K・8K放送は技術的な可能性が検証されている段階であり、将来的な課題であると認識します。地上、衛星を含む基幹放送全体の調和ある発展に向け、フォローアップ会合等でさらに議論を継続していく必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上放送における4K・8K放送に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
4	<p>【放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BS右旋で2トラポンの4K放送を行うためには、既存BS放送事業者による帯域の返上と、BS右旋の帯域再編が必要になります。帯域再編を実施する場合には、既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策を行うことを要望します。</li> <li>BS右旋の4K・8K放送に関し、第一次比較審査で「通販番組の割合が3割を超えない」、第二次比較審査で「通販番組の比率がより低い申請を優先」としたうえで、放送開始後一定期間は割合を緩和することとされています。しかしながら、本来、放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則であり、「通販番組の割合」を基準に行政が審査を行うことの制度的根拠は希薄であると考えますので、両比較審査における通販番組の割合に関する項目は削除するよう要望します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帯域再編を行う場合の既存受信者への影響に係る対策等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>広告放送の割合に関する規定については、個別の番組内容について審査を行うものではなく、放送法に定められた放送の普及及び健全な発達の観点から比較審査基準として規定したものであり、広告放送以外の番組を視聴したいという国民・視聴者の視聴ニーズに応えていくためのものであることを御理解いただきたいと考えております。</li> </ul> <p style="text-align: center;">なお、右旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送については業務開始の予定期日から起算</p>	なし

	<ul style="list-style-type: none"> <li>BS等4K・8K放送の放送開始時期について、「認定後5年以内に放送開始予定であること」とし、事業者が受信機の動向などを見極めて柔軟に判断できるようにしたことは妥当と考えます。ただ、新たに放送開始時期を第二次比較審査項目に追加して「できるだけ早期の放送開始予定である申請を優先」とし、放送開始時期の差で優劣をつけることは適切でないと考えますので、同項目は削除するよう要望します。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務省「4K・8Kに関するフォローアップ会合」の第二次中間報告（2015年7月）で策定された「4K・8K推進のためのロードマップ（2015）」には、2020年の目指す姿として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の数多くの中継が4K・8Kで放送されている」、「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」と明記されています。これを実現するためには、受信機の普及に関する支援をはじめ、本年開始予定のBSによる4K・8K試験放送に対する支援や、既存受信者保護のための支援など、国による強力な支援が不可欠であると考えます。</li> <li>地上放送における4K・8K放送は技術的な可能性が検証さ</li> </ul>	<p>して3年を経過する日の属する年度の末日までの間について本規定の適用の特例を設けており、また、左旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送については本規定を適用除外としているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周波数の有限希少性を鑑みれば、認定を受けているにもかかわらず放送が開始されていない期間はできる限り短縮することが適切であり、2018年の実用放送開始を基本とし、できるだけ早期の業務開始を予定する申請を優先的に認定することは、放送の普及及び健全な発達の観点から妥当なものであると考えております。</li> <li>受信機の普及等に係る支援に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul> <p>地上放送における4K・8K放送に</p>	
--	--	---	--

	<p>れている段階であり、将来的な課題であると認識します。地上、衛星を含む基幹放送全体の調和ある発展に向け、フォローアップ会合等でさらに議論を継続していく必要があると考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>BS右旋で2トラポンの4K放送を行うためには、既存BS放送事業者による帯域の返上と、BS右旋の帯域再編が必要になります。帯域再編を実施する場合には、既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策を行うことを要望します。</li> </ul> <p>【株式会社WOWOW】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	なし
6	<p>【放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BS右旋において、帯域再編に係る申請として、特定申請を優先するとしたことは、帯域再編により右旋におけるチャンネル数が増え、参入機会が増大すること、またチャンネル数が増えることは、新しいメディアの早期の普及に寄与するものであることなどから妥当であると考えます。</li> <li>第一次比較審査で「字幕付与率 50%以上」と、字幕番組の充実に要件としていることについては、社会的なニーズと状況のもと、基幹放送を行う事業者が公共的な役割として受容すべき範囲と考えます。しかしながら、上記条件を達成するためには、事業者には相当の経済的負担が発生することは明らかであり、一方で基幹放送としての事業の安定性も重要であると考えますので、(例えば、事業が安定するまでの期間)公共的役割を果たすための、国による一定の支援が必要であると考えます。</li> <li>BSCS 4K・8K放送の放送開始時期について、「認定後5年以内に放送開始予定であること」とし、事業者が受信機の普</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定申請に関する御意見については、賛同の御意見として承ります。</li> <li>基幹放送事業者が公共的役割を果たすための国による支援に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>4K・8K実用放送の開始時期における周知広報等に関する御意見につい</li> </ul>	なし

	<p>及動向などを見極めて柔軟に判断できるようにしたことは妥当と考えます。ただし、開始時期においては、普及促進等の面から、国の協力も含めた周知広報等が重要であると考えます。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省「4K・8K推進のためのロードマップ(2015)」には、2020年の目指す姿として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の数多くの中継が4K・8Kで放送されている」、「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」と記されています。短期間でこのような状況の実現に近づくためには、本年開始予定のBS4K・8K試験放送への国による支援をはじめ、2018年以降のBSCS4K・8K放送への国による相応な支援、および既存受信者保護のための支援など、国による強力な支援が不可欠であると考えます。</li> </ul> <p>【株式会社東京放送ホールディングス】</p>	<p>ては、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4K・8K試験放送等に係る国による支援に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、このように110度CS左旋サービスの制度整備が進む中、「喫緊の課題」とされるCS右旋の高画質化がこれ以上遅れをとりますと、意欲ある事業者の経営判断の幅を狭め、結果として有料多チャンネル放送全体の最適かつ調和のとれた普及、発展を損なうおそれがあります。よって、CS右旋高画質化とCS左旋サービス参入の検討を同時に行うことができ、経営の選択肢を増やすことができるよう、CS右旋高画質化の制度整備を早急に行うよう要望します。</li> </ul> <p>【株式会社シー・ティ・ビー・エス】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	なし
8	【放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について】		なし

	<ul style="list-style-type: none"> <li>BS17c h以外にBS右旋トランスポンダでさらに4K放送のためのチャンネルを確保することになった場合には、現行BS放送の伝送容量減少を伴う帯域再編が必要となります。これにより現行BSの放送及び受信に影響がでないよう、また視聴者に混乱が生じないよう十分な検証と周知を含めた準備がなされることを要望します。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外、とりわけアメリカでは次世代地上放送のための技術規格の策定の検討が進められています。日本における次世代地上放送を今後どのように進めて行くかということは極めて重要な課題であり、海外に遅れること無く、また放送界全体の調和ある発展のためにも規格策定も含め、遅滞なく多方面に亘る議論がなされる必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帯域再編を行う場合の既存受信者への影響に係る検証等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>地上放送における次世代放送に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
9	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今般、衛星基幹放送による4K・8K実用放送に向け関係省令等の改正案が示され所要の制度整備を行うことは妥当と考えます。一方で、諸制度の運用に当たっては引き続き関係事業者から十分に意見を聞いた上で対応されるよう要望します。</li> </ul> <p>【放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BS右旋で2トラポンの4K放送を行うために帯域再編を実施する場合には、既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないことはもちろん、既存BS事業者のビジネスを棄損するような過大な負担とならぬよう、国が中心となって十分な検討と対策を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> <li>帯域再編を行う場合の既存受信者への影響に係る対策等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	なし

	<p>行うことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定超高精細度テレビジョン放送」（いわゆるピュア4K）と「超高精細度テレビジョン放送」（いわゆる2Kから4Kへのアップコンバート）の識別措置をとるよう求めています。具体的な表示方法等については、放送事業者の意向や取り組みが尊重されるよう要望します。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4K・8K放送の推進は日本全体の成長戦略に寄与することが期待されており、政府全体として進めることが閣議決定されている等、いわば国策です。参入事業者がビジネスリスクをとるのはもちろんですが、受信機の普及に関する支援をはじめ、状況に応じたきめ細やかな公的な支援が望まれます。</li> </ul> <p>地上波4Kについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地上波における4K・8K放送は技術的な可能性が検証されている段階であり、今後、地上、衛星を含む基幹放送全体の調和ある発展に向けフォローアップ会合等でさらに議論を継続し、深めていく必要があります。その実現に向けては、国、放送事業者、メーカー、関係事業者等がオールジャパン体制で取り組むべきものと考えます。</li> </ul> <p>移行（マイグレーション）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年以降、2K、4K、8Kの3つの放送方式が併存することになりますが、今後、移行（マイグレーション）のロードマップを明確化し、各放送の併存期間を調整していくこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピュア4K・8K番組とそれ以外の番組の識別措置に係る具体的な表示方法等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>受信機の普及等に係る支援に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>地上放送における4K・8K放送に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>マイグレーションに関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
--	--	--	--

	<p>が重要課題と考えます。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン、株式会社ビーエスフジ】</p>		
10	<p>【放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BS右旋で4K放送を2トラポンで実施するためには、既存のBS放送事業者が帯域を返上し、BS右旋の帯域を再編する必要があります。4K放送の普及促進のため、より多くのチャンネルを確保することは重要と考えますが、一方で、BS放送の帯域再編が、既存のBS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策を行うことが不可欠と考えます。具体的には円滑なトラポンの割り当て、帯域再編に関わる受信環境の影響調査（テストセンター等）、視聴者対応等について、国が主導的な立場で対応することを強く要望いたします。</li> <li>・ 「通販番組の割合」が比較審査項目に入っていますが、放送番組の編集の自由の観点からみて、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則と考えますので、「通販番組の割合」を基準に行政が審査を行うのは不適切と考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帯域再編を行う場合の既存受信者への影響に係る対策等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>・ 広告放送の割合に関する規定については、個別の番組内容について審査を行うものではなく、放送法に定められた放送の普及及び健全な発達の観点から比較審査基準として規定したものであり、広告放送以外の番組を視聴したいという国民・視聴者の視聴ニーズに応じていくためのものであることを御理解いただきたいと思います。</li> </ul> <p>なお、右旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送に</p>	なし

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BS等4K・8K放送の放送開始時期について、「認定後5年以内に放送開始予定であること」とし、事業者が受信機の動向などを見極めて柔軟に判断できるようにしたことは妥当と考えます。一方で、新たに放送開始時期を第二次比較審査項目に追加して「できるだけ早期の放送開始予定である申請を優先」とし、放送開始時期の差で優劣をつけることについては、放送事業者の柔軟な判断を縛るものであり、適切でないと考えます。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送の歴史は技術革新の歴史でもあり、視聴者に、より一層の臨場感と没入感を与える高精細な4K・8K放送の実用放送の実現に向けた制度整備が図られることについては高く評価をいたします。「4K・8K推進のためのロードマップ(2015)」には、2020年の目指す姿として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の数多くの中継が4K・8Kで放送されている」、「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」と明記されており、BSでの4K・8K放送は、2020年の東京五輪に向け、国として進める政策であると考えます。新たな放送が順調に発</li> </ul>	<p>ついては業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間について本規定の適用の特例を設けており、また、左旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送については本規定を適用除外としているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周波数の有限希少性を鑑みれば、認定を受けているにもかかわらず放送が開始されていない期間はできる限り短縮することが適切であり、2018年の実用放送開始を基本とし、できるだけ早期の業務開始を予定する申請を優先的に認定することは、放送の普及及び健全な発達の観点から妥当なものであると考えております。</li> <li>・ 4K・8K放送に係る支援措置・制度整備に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
--	--	---	--

	<p>展していくためには、ビジネスとして持続的に成長していくことが不可欠であり、受信機の普及が大前提です。しかし、BS 4K対応受信機の普及には長い時間がかかることや、放送の実現にあたって膨大な新規設備投資が必要であることなどなどに鑑み、政府には4K8K放送の順調な発展を図るため、適宜、適切な支援措置・制度整備を講じるよう強く要望いたします。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>		
11	<p>【放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BS右旋で2トラポンの4K放送を行うためには、既存BS放送事業者による帯域の返上と、BS右旋の帯域再編が必要になります。帯域再編を実施する場合には、既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策を行うことを要望します。</li> <li>・ BS右旋の4K・8K放送に関し、第一次比較審査で「通販番組の割合が3割を超えない」、第二次比較審査で「通販番組の比率がより低い申請を優先」としたうえで、放送開始後一定期間は割合を緩和することとされています。しかしながら、本来、放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則であり、「通販番組の割合」を基準に行政が審査を行うことの制度的根拠は希薄であると考えますので、両比較審査における通販番組の割合に関する項目は削除するよう要望します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帯域再編を行う場合の既存受信者への影響に係る対策等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>・ 広告放送の割合に関する規定については、個別の番組内容について審査を行うものではなく、放送法に定められた放送の普及及び健全な発達の観点から比較審査基準として規定したものであり、広告放送以外の番組を視聴したいという国民・視聴者の視聴ニーズに添えていくためのものであることを御理解いただきたいと思います。</li> </ul> <p>なお、右旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送については業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の</p>	なし

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BS等4K・8K放送の放送開始時期について、「認定後5年以内に放送開始予定であること」とし、事業者が受信機の動向などを見極めて柔軟に判断できるようにしたことは妥当と考えます。ただ、新たに放送開始時期を第二次比較審査項目に追加して「できるだけ早期の放送開始予定である申請を優先」とし、放送開始時期の差で優劣をつけることは適切でないと考えますので、同項目は削除するよう要望します。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省「4K・8Kに関するフォローアップ会合」の第二次中間報告（2015年7月）で策定された「4K・8K推進のためのロードマップ（2015）」には、2020年の目指す姿として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の数多くの中継が4K・8Kで放送されている」、「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」と明記されています。これを実現するためには、受信機の普及に関する支援をはじめ、本年開始予定のBSによる4K・8K試験放送に対する支援や、既存受信者保護のための支援など、国による強力な支援が不可欠であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社BS日本】</p>	<p>末日までの間について本規定の適用の特例を設けており、また、左旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる4K・8K実用放送については本規定を適用除外としているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周波数の有限希少性を鑑みれば、認定を受けているにもかかわらず放送が開始されていない期間はできる限り短縮することが適切であり、2018年の実用放送開始を基本とし、できるだけ早期の業務開始を予定する申請を優先的に認定することは、放送の普及及び健全な発達の観点から妥当なものであると考えております。</li> <li>・ 受信機の普及等に係る支援に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上、衛星を含む基幹放送全体の調和ある発展に向け、地上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御意見については、今後の放送行政</li> </ul>	なし

	<p>波における4K・8K放送の議論も重要な課題であると考えますので、技術的な検証およびロードマップについての議論を継続していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【朝日放送株式会社】</p>	<p>を推進する上で参考とさせていただきます。</p>	
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ このたびの、BS等4K・8K放送の実施に向けた関係省令等の整備案は、衛星基幹放送によるBS等4K・8K実用放送の2018年を目標とする開始のためにソフト側の審査基準等必要事項を定めるものと理解します。</li> <li>・ BS右旋周波数においては、2016年から4K・8K試験放送を行うトランスポンダに加え、帯域返上等により現行BS放送サービスの周波数にもう1トランスポンダ分の空き帯域が生じた場合の審査基準も設けられています。仮に、帯域返上の実施から4K・8K放送の開始までの期間が必要以上に長期に及ぶことになると、現行BS放送サービスを楽しまれている視聴者が不利益を被るだけでなく、基幹放送局提供事業者の経営にも大きな支障を生じることが考えられます。審査基準の運用に当たっては、周波数の有効活用の見地はもとより、視聴者や関係者の利益保護を第一に必要なかつ十分な対応と措置を要望します。</li> </ul> <p>加えて、帯域返上については、視聴者に混乱が生じることがないように、国や該当する事業者による十分な周知広報等の慎重な対応が行われるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『4K・8K推進のためのロードマップ(2015)』に示されている「2020年の目指す姿」どおりの多彩で豊かな4K・8K放送を実現するうえで、左旋周波数の最大限の活用が必要かつ有効です。そのために、基幹放送事業者が左旋周波数を利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 帯域再編に伴う視聴者や関係者の利益保護及び周知広報等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>・ 衛星基幹放送における左旋円偏波の周波数への参入促進に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	なし

	<p>用しやすい環境を積極的に整備していくことが不可欠と考えます。ちなみに、当社は、4K・8K放送に係る衛星基幹放送局の免許申請に当たり、「4K・8K放送の実現と普及に向けて、民間放送事業者の左旋利用促進のための政策的配慮」から、トランスポンダ利用料について特例措置を検討する考えを表明しています。</p> <p>このたびの審査基準案でも、基幹放送事業者の左旋への参入促進につながる一定の配慮がされていますが、審査基準上の配慮に加え、左旋を“放送特区”として、税制を含むあらゆる優遇措置を総動員するなど弾力的で、効果の大きい施策が講じられ、適用されることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社放送衛星システム】</p>		
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年の4K・8K ロードマップに関するフォローアップ会合の第二次中間報告を踏まえた内容で制度整備が行われるものであり、実用放送開始に向け準備が進むことにより、当社においても今後の再放送に向けての事業判断に資するほか、設備をはじめとする各種の準備を開始できる点からも望ましいものと考えます。</li> <li>・ 今回の制度整備では、応募の状況によりBS右旋での帯域再編が現実となり、現在のBS放送の再放送においても何らかの対応が必要になるものと捉えています。</li> <li>・ 今後、BS右旋での帯域再編が実施される場合には、再放送のためのケーブルテレビの局ヘッドエンド設備や視聴者宅に設置したセットトップボックスの影響等について、検証を行う必要があると考えます。</li> <li>・ 「4K・8K ロードマップに関するフォローアップ会合 第二次</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li>   <li>・ BS右旋での帯域再編のケーブルテレビへの影響等に係る対策への支援及び視聴者への周知等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	なし

	<p>中間報告」で、BS 右旋の帯域再編による既存受信機への影響を検証するために設立が必要とされた「受信環境テストセンター」において、必要に応じてケーブルテレビ関連のこれら機器に関しても検証を行い、実用放送開始までの間に必要な対策を関係者と協力しながら進めていきたいと思っておりますので、支援いただくようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、実際の再編が行われる場合には、視聴者への周知等が必要になると考えております。ケーブルテレビによる再放送と直接受信での視聴者への告知が異なる可能性も考えられますので、視聴者の混乱を避けるためにも、関係事業者とも連携し総合的に告知を行えるよう今後の計画の検討も必要であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
15	<p>【放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について】</p> <p>① BS右旋で2トラポンの4K放送を行うためには、既存BS放送事業者による帯域の返上と、BS右旋の帯域再編が必要になります。帯域再編を実施する場合には、集合住宅等における共聴設備での円滑な受信も含め、既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が十分な検討と対策を行い、関係事業者と緊密な連携を図り、混乱なく再編が行われることを要望します。</p> <p>② BS等4K・8K放送の放送開始時期について、「認定後5年以内に放送開始予定であること」とし、事業者が受信機の動向などを見極めて柔軟に判断できるようにしたことは妥当と考えます。しかしながら、新たに放送開始時期を第二次比較審査項目に追加して「できるだけ早期の放送開始予定である申請を優</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帯域再編を行う場合の既存受信者への影響に係る対策等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>周波数の有限希少性を鑑みれば、認定を受けているにもかかわらず放送が開始されていない期間はできる限り短縮することが適切であり、2018年の実用放送開始を基本とし、できるだけ早</li> </ul>	なし

	<p>先」とし、放送開始時期の遅い見込みの候補者を劣後することは適切でないと考えます。つまり、受信機ゼロから始まる新規の放送の普及状況は民間放送事業者にとっては採算性を確保した上での参入時期決定の大きな要素であり、持続的成長が可能な環境の中での放送開始が出来るように十分な配慮が必要と考えます。</p> <p>③ 併せて、国民にとって重要な基幹放送について、将来にわたる全体としての発展に資するよう、参入事業者の決定に際しては、慎重に行う必要があると考えます。また基幹放送の多元性、多様性が担保される比較審査が行われるべきと考えます。</p> <p>【その他】</p> <p>① 総務省「4K・8Kに関するフォローアップ会合」の第二次中間報告（2015年7月）で策定された「4K・8K推進のためのロードマップ」を実現するためには、その進捗状況の適切なレビュー、受信機の普及に関する支援をはじめ、本年開始予定のBSによる4K・8K試験放送に対する支援や、既存受信者保護のための支援など、国による強力な支援と放送事業者の意向の汲み上げ、協調体制の確立が不可欠であると考えます。</p> <p>② 地上放送における4K放送は技術的な検証がされている段階ではありますが、将来的な重要な課題であると考えます。多くの国民が地上放送を視聴し、全国一元の衛星系放送と異なり地域情報の重要な供給源となっています。超高精細度放送の登場によって、地上放送が「見劣り」するようになることのないよう、地上放送での超高精細度放送実現の可能性に十分な検討・検証が行えるよう所要の施策が講じられるよう望みます。衛星を含む</p>	<p>期の業務開始を予定する申請を優先的に認定することは、放送の普及及び健全な発達の観点から妥当なものであると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4K・8K実用放送の認定に係る比較審査に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>・ 受信機の普及等に係る国の支援等に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> <li>・ 地上放送における4K放送に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
--	--	--	--

	<p>基幹放送全体の調和ある発展に向け、フォローアップ会合等でさらに議論を継続し、放送界全体を俯瞰したグランドデザインの確立を図っていく必要があると考えます。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>		
16	<p>【放送法関係審査基準 別紙3（第7条関係）3の（15）について】</p> <p>4K・8K 実用放送の第二次比較審査における放送開始時期について、出来るだけ早期の業務開始を基本とするが、遅くとも認定有効期間内の放送開始となっておりますが、いうまでもなく、2020年は4K・8K 放送普及の最大のきっかけとなる年であり、4K・8K ロードマップの成否を決する年であると思料いたします。その意味において、最大のチャンスを見逃すことがないよう、4K・8K 実用放送が少なくとも2020年より前には放送開始されることが重要であると考えます。</p> <p>【スカパーJ S A T株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘の放送開始時期に係る規定においては、2018年の実用放送開始を基本とし、できるだけ早期の業務開始を予定する申請を優先的に認定することとしております。</li> </ul>	なし
17	<p>【放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BS等4K・8K放送の放送開始時期について、「認定後5年以内に放送開始予定であること」とし、事業者が受信機の動向などを見極めて柔軟に判断できるようにしたことは妥当と考えます。ただ、新たに放送開始時期を第二次比較審査項目に追加して「できるだけ早期の放送開始予定である申請を優先」とし、放送開始時期の差で優劣をつけることは適切でないと考えますので、同項目は削除するよう要望します。</li> <li>「4K・8K推進のためのロードマップ（2015）」には、2020</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数の有限希少性を鑑みれば、認定を受けているにもかかわらず放送が開始されていない期間はできる限り短縮することが適切であり、2018年の実用放送開始を基本とし、できるだけ早期の業務開始を予定する申請を優先的に認定することは、放送の普及及び健全な発展の観点から妥当なものであると考えております。</li> <li>4K・8K試験放送等に係る国の支</li> </ul>	なし

	<p>年の目指す姿として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の数多くの中継が4K・8Kで放送されている」、「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」と明記されています。これを実現するためには、本年開始予定のBSによる4K・8K試験放送に対する支援や、既存受信者保護のための支援など、国による強力な支援が不可欠であると考えます。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地上放送における4K・8K放送は技術的な可能性が検証されている段階であり、将来的な課題であると認識します。地上、衛星を含む基幹放送全体の調和ある発展に向け、フォローアップ会合等でさらに議論を継続していく必要があると考えます。</li> </ul> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>援に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地上放送における4K・8K放送に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人衛星放送協会は、当協会と会員の有料放送事業者が対象となる衛星基幹放送（BS左旋および110度CS左旋）において超高精細度テレビジョン放送（4K・8K）の実用放送（以下、4K・8K実用放送）を実現可能とするための所要の制度整備（案）に関して、概ね妥当であると考えます。</li> <li>特に通販番組比率に関して適用除外とすることで通販チャンネルも参入可能なほか、放送事業者各社が申請に向け柔軟な事業計画の検討が可能となったことは評価致します。</li> <li>尚、基幹放送普及計画において示されたとおり4K・8K実用放送の主要な伝送路はBS左旋および110度CS左旋となっておりますが、これらの伝送路の利用促進に向けた課題の解決と、2015年7月公表のロードマップで示された“2025</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> <li>左旋の利用促進に係る国の支援に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	なし

	<p>年頃に右旋受信環境と同程度に左旋受信環境が進捗”することが実現されるよう行政による支援を強く要望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また上記ロードマップでは、110度CS右旋上のサービスについて4K・8Kの推進と並行して、可能な限り早期にHDチャンネル（番組）の割合の向上を図る必要があるとされており、関係者による一層迅速な取り組みが必要とされています。110度CS右旋の高画質化も、制度整備に向けて尚一層の支援を要望致します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 110度CS右旋の周波数を使用する現行の衛星基幹放送サービスの高画質化に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</li> </ul>	
--	--	---	--